

# 令和3年度から個人住民税に適用される 税制改正についてお知らせします

check!


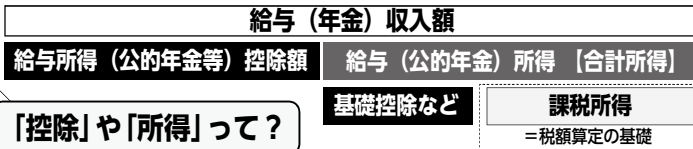
課税室(市民税担当) ☎ 63-7429

## 税金の計算に使われる 「控除額」が変わります

- 「給与所得控除」や「公的年金等控除」、「基礎控除」などの控除額が変わります。
- 控除額に変更はあるものの、給与収入850万円以下の人や、公的年金収入1,000万円以下(かつその他の所得1,000万円以下)の人などは、税負担増にはなりません。

令和2年1月1日以降の収入・所得に関係します  
令和3年度の個人住民税に反映されます

税制改正の内容について詳しくは、  
市ホームページをご覧ください。

給与収入から「給与所得控除額」を差し引いたものが給与所得、公的年金収入から「公的年金等控除額」を差し引いたものが公的年金所得となります。これらの所得を足し合わせて「合計所得」を算出します。この合計所得から、さらに「基礎控除」などさまざまな控除を差し引きすれば、税額算定の基礎となる「課税所得」が算出されます。

給与所得控除

公的年金等控除

10万円引き下げ

○ 給与所得と年金所得の両方がある人は、引き下げが重複しないよう調整します。

### 給与所得控除の見直し

○ 給与所得控除について、給与収入が850万円以下の場合、10万円引き下げられます。850万円を超える場合、給与収入に比例して、10～25万円引き下げられます。

check! 給与所得者で給与収入850万円以下なら、税額は変わりません。

これは、給与所得控除が10万円引き下げられるものの、基礎控除額が10万円引き上げられるので、課税所得が変わらないためです。

～R1	基礎控除	給与所得控除
R2～	基礎控除 +10万円	給与所得控除 -10万円

check! 給与所得者で給与収入850万円以上なら、税負担増となります。

これは、給与所得控除額が改正前と比べて10～25万円引き下げられ(所得が10～25万円増え)、基礎控除の増額分(10万円)で相殺しきれないためです。

ただし…

### 子育て・介護世帯などは調整控除あり

○ 給与所得者で年収850万円を超えていても、23歳未満の扶養親族がいる人や、特別障害者控除の対象である「扶養親族等」がいる人、本人が特別障害者である場合には、「所得金額調整控除」が適用され、改正前と比較して税負担増とならないように調整されます。

### 公的年金等控除の見直し

- 公的年金収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限額が設定されます。
- 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額が、さらに10万円引き下げられます。
- 公的年金等以外の所得金額が2,000万円を超える場合は、控除額が、さらに20万円引き下げられます。

check! 年金収入が年間1,000万円以下で、かつ年金以外の所得が1,000万円以下の人なら税額は変わりません。

これは、公的年金等所得控除が10万円引き下げられるものの、基礎控除額が10万円引き上げられるので、課税所得が変わらないためです。

～R1	基礎控除	公的年金等控除
R2～	基礎控除 +10万円	公的年金等控除 -10万円

### 未婚のひとり親に対する税制上の措置・寡婦(寡夫)控除を見直し

- ① 婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等48万円以下)を有する単身者に「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用
  - ② ①以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用
- ※①、②の控除は合計所得金額500万円以下で、かつ事実婚状態でないことが要件
- ③ ①または②に該当し、かつ、合計所得金額が135万円以下の人は個人住民税が非課税

基礎控除

10万円引き上げ

令和元年分一律33万円

令和2年分43万円※

10万円引き上げ

※合計所得金額が2,400万円を超える場合は、控除額が減り、2,500万円を超える場合は、基礎控除は適用されません(下表)。

合計所得金額	控除額
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0万円

### 扶養控除などの適用にかかる合計所得金額要件などの見直し

○ 給与所得控除額や公的年金等控除額が10万円引き下げられるに伴い、所得金額が10万円増えることとなりますが、同時に税法上の扶養親族になることができる所得要件も10万円引き上げられます。

配偶者控除・扶養控除の対象者になることができる所得要件

給与収入のみの場合	改正前	改正後
給与の収入金額	103万円以下	103万円以下 ※改正前と同額
給与の所得金額	38万円以下	48万円以下
控除対象者になることができる合計所得金額	38万円以下	48万円以下

check! 年間の給与収入が103万円以下であれば、引き続き配偶者控除・扶養控除の対象者となることができます。

令和3年度「税制改正」の背景 働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするなどの観点から、特定の収入にのみ適用される「給与所得控除」と「公的年金等控除」の控除額を引き下げ、どのような所得にでも適用される「基礎控除」の控除額を引き上げられることとなりました。



## 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している 中小企業者・小規模事業者に対し、令和3年度 固定資産税を軽減します

対象者 令和2年2月～10月で、任意の連続する3か月の事業収入の合計が、前年の同時期と比べて30%以上減少している事業者  
対象資産 中小企業者などが所有する償却資産と事業用家屋  
軽減内容 事業収入の減少幅に応じ、対象資産に係る令和3年度固定資産税をゼロ、または2分の1とします。

申請 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)に、申告書(認定経営革新等支援機関などの確認が必要)と、同機関などに提出した書類一式を提出  
○ 申告書は市ホームページに掲載。市役所1階課税室(資産税担当)でも配布。詳しくは問合せ先へ

課税室(資産税担当) ☎ 63-7437

コロナ禍に係る経営相談 中小企業や小規模事業者を対象に、コロナ禍に係る経営相談を実施しています。

※要予約。相談無料 日時 第1月曜日午前10時～午後4時(令和3年3月まで) 場所 市役所4階

お問合せ・予約先

(公財) 県産業支援センター ☎ 059-228-3326